

振興事業貸付制度（振興事業促進 支援融資制度）について

振興事業貸付(振興事業促進支援融資制度)制度について

生活衛生営業者の経営力向上や資金調達の円滑化等を促進する観点から、「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」を策定し、一定の会計書類(平成23年3月31日付け厚生労働省生活衛生課)を備えている生活衛生営業者に対して、振興事業貸付(振興事業特定施設設備及び事業計画策定者が必要とする運転資金)制度に定める貸付利率から0.15%を控除するもの。

	内 容
目 的	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(以下「生衛法」という。)に基づく振興計画を策定した組合の組合員が、経営状況の把握や経営者自身による事業の説明能力の向上等のために、現状と課題の分析や課題解決のための方策と目標等を記載した事業計画書を策定するとともに一定の会計書類(青色申告を行っている者、又は今後1年以内に青色申告を行う者等)を備えることで、経営基盤が脆弱で信用力の乏しい生活衛生営業者の経営力向上を促し、ひいては零細事業者が大多数を占め、生衛法の目的とされる生活衛生営業者の資金調達の円滑化等に寄与することを目的とする。
貸付対象	振興事業貸付制度に定める資金用途
貸付限度	振興事業貸付制度に定める貸付限度額
貸付期間	振興事業貸付制度に定める貸付期間以内
貸付利率	振興事業貸付制度に定める貸付利率から0.15%を控除した利率

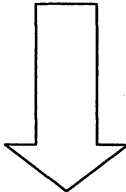
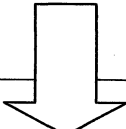
振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書の位置づけ

振興事業貸付は、個々の事業者が生活衛生同業組合により策定された「振興計画」（注）に基づき事業を実施することを促進し、もって生活衛生営業者（以下「生衛業」という）の振興を推進するための制度である。

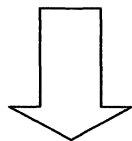
振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書（以下、「事業計画書」という。）は、個々の事業者が振興計画に基づく具体的な事業計画の策定を行い、組合の確認を受けることで、自主的・具体的な振興計画の取組を推進するとともに、「現状と課題の分析」や「課題解決のための方策と目標」等を記載し、経営状況の把握や経営者自身による事業の説明能力の向上等により、生衛業の振興を一層推進するためのものであり、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に根拠をもつ合理的なものである。

（注）「振興計画」とは、厚生労働大臣が生衛業の振興を図るために示す「振興指針」について、その具体的な取り組みの促進を図るために各組合が策定し、厚生労働大臣の認定を受けるものである。

振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書の取扱についての流れ

現在の流れ	改正後
<p>申込人（以下「事業者」）は、必要に応じて各都道府県指導センターに相談及び指導を受け、「振興事業に係る事業計画書」（以下、旧「事業計画書」）を作成し、組合に提出する。</p>  <p>組合は、振興計画に基づくものであるのか必要に応じて各都道府県指導センターに相談及び指導を受け、旧「事業計画書」の確認を行う。</p> <p>組合は、「資金証明書」の発行を行う。所定欄に、旧「事業計画書」の確認を行ったことを記載する。 事業者は、組合から「資金証明書」の発行を受ける。</p> 	<p>申込人（以下「事業者」）は、必要に応じて各都道府県指導センターに相談及び指導を受け、「事業計画書」を作成し、会計書類を準備して組合の確認を受ける。</p> <p>※1 会計書類は、原則、青色申告書等 開業予定者や決算実績のない者は、創業計画書 白色申告者は、白色申告書など</p> <p>組合は、振興計画に基づくものであるのか必要に応じて各都道府県指導センターに相談及び指導を受け、「事業計画書」の確認を行う。 <u>また、指定された会計書類が、事業者において準備されていることを確認する。</u></p> <p><u>「事業計画書」の所定の欄に、確認した会計書類について記載する。</u> 組合は、「資金証明書」の発行を行う。所定欄に、「事業計画書」の確認を行ったことを記載する。 事業者は、組合から「資金証明書」の発行を受ける。</p>

旧「事業計画書」は事業者が保管し、組合は当該事業者に対して、経営指導等のフォローアップを特別相談員が行う。



事業者は、日本公庫に申し込みに行く。「資金証明書」を提出する。

「事業計画書」は事業者が保管し、組合は事業者に対して、経営指導等のフォローアップを組合の特別相談員が行う。※2

計画期間終了後は、組合の特別相談員によるフォローアップを行い、その結果について組合において集約し、厚生労働省の別途定める方法により都道府県指導センター、全国指導センター、厚生労働省及び日本公庫に報告する。

※2 都道府県指導センターは、生衛組合が資金証明書の発行や事業計画書の確認を行うに際して、相談・指導を行っているが、これをより推進するため、改めて通知を予定。

事業者は、日本公庫に申し込みに行く。「資金証明書」と共に「事業計画書」のコピーを提出する。「事業計画書」は融資審査の参考資料とする。

振興事業に係る資金証明書

借 入 申 込 者	(商号又は法人名) (住所又は所在地) (申込者又は代表者名)	印
資 金 区 分	1. 設備資金及び運転資金 2. 設備資金 3. 運転資金	※該当するものに○印を付けて下さい。
<p>振興計画に基づく事業を行うので、標記証明書の交付方依頼します。</p> <p>なお、標記証明書に基づき株式会社日本政策金融公庫から<u>基準利率等から低減された特別な利率</u>にて借受けた融資金について振興計画に基づく事業を実施していないと認められた場合は、基準利率に変更することを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>		

上記借入申込者は、当組合の組合員であり、上記資金は次の事項について確認したこと（○印を付したもの）を証明する。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 振興事業に係るものであること及び事業者の会計書類を準備していることを確認し、事業計画書の確認を受けたものであること 2. 振興事業に係るものであること

なお、振興計画に基づく事業を実施していないと認められた場合の適用利率の変更措置については、上記借入申込者に説明済みである。

年 月 日

(組 合 名) _____
 (理事長名) _____